

新型コロナウイルスワクチン 3回目接種のお知らせ

☎三鷹市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター ☎0570-026-567

5月末までに2回目の接種を終えた医療従事者の方などへ、12月20日(月)に接種券を発送します。
一般接種の対象になる方にも、接種が可能な時期(2回目接種の8カ月後)に合わせて順次接種券を発送します。

今後のワクチン供給

令和4年2・3月接種分のワクチンは、ファイザー社と武田/モデルナ社ワクチンの組み合わせで国から供給されます。その割合は、ファイザー社54%、武田/モデルナ社46%で、全体としては十分な量が供給されますが、1・2回目にファイザー社ワクチンを接種した全ての方にファイザー社ワクチンを追加接種するためには足りない量となります。なお、3回目接種では、1・2回目と異なるワクチンでの接種が認められています。

接種スケジュール

2回目接種月	令和3年 3・4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
3回目接種月(8カ月後)	12月	令和4年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
接種対象者数(約140,000人)	約2,000人	約3,000人	約11,000人	約46,000人	約31,000人	約22,000人	約20,000人	約5,000人
接種券発送時期	11月19日(済)	12月20日	接種が可能になるおおむね2週間前をめどに月3回程度に分けて発送予定					
接種時期	医療従事者・高齢者施設	→						
	一般接種(65歳以上)	→						
	一般接種(64歳以下)	→						

3回目の接種券

接種時期のおおむね2週間前をめどに発送します。

医療従事者の方へ

- 接種場所はお勤めの医療機関にご確認ください。
- 2回目接種後に医療機関を退職した方、基礎疾患などで早期に接種した方は、予約可能な医療機関を市ホームページでご確認ください。

2回目接種後に三鷹市に転入した方へ

3回目の接種券の送付には、「接種履歴届」の提出が必要です。

提出方法

電子申請サービス(右記二次元コード)から提出
※郵送での提出も可。市ホームページから様式を取得し、「〒181-0004新川6-37-1コロナワクチン本部」へ。



電子版のワクチンパスポートが取得できます

12月20日(月)から、マイナンバーカードが読み取り可能なスマートフォンで、専用のアプリを使ってワクチンパスポート(国内用・海外用)の申請・取得が可能となります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※引き続き、郵送での申請も可能です。

モデルナ社ワクチンの先行予約

接種券到着前に予約可能

予約の負担を軽減するため、武田/モデルナ社ワクチンの先行予約を受け付けています。先行予約では接種券が届く前でも申請が可能です。可能な限り最短の日時を市が指定し、お知らせします(接種の前倒しではありません)。

対象者 7月31日までに2回目の接種を終えた65歳以上の市民

ワクチンの種類 武田/モデルナ社ワクチン

※1・2回目にファイザー社ワクチンの接種を受けた方も申し込み可能です。
※追加接種の薬事承認が前提となります。

接種期間(予定) 令和4年2月10日(木)～3月31日(木)午前9時～午後5時

接種会場 元気創造プラザ(サブアリーナ)

申請方法

☎12月17日～令和4年1月20日(木)

- 電子申請サービス(右記二次元コード)
- 郵送 任意の様式に住所・氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号を記入し、「〒181-0004新川6-37-1コロナワクチン本部」へ

※1月5日以降、電子申請サービスで申し込んだ方には電子メールで、郵送で申し込んだ方には郵送で接種日時を通知。

※キャンセルは市コールセンターへご連絡ください。



国の経済対策

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(10万円一括給付)

☎子育て支援課 ☎内線2765

子育て世帯の生活を支援するため、0歳～高校3年生の児童1人につき現金10万円を給付します。三鷹市では、12月下旬から給付を開始します。

基準日 令和3年9月30日

対象児童(①～③のいずれかに該当)

- 令和3年9月分(※)の児童手当(特例給付は除く)の受給対象になっている(中学生以下)
- 平成15年4月2日～18年4月1日生まれ(主に高校生)
- 令和3年10月1日～4年3月31日生まれ(主に新生児)

※令和3年10月分の受給対象になっている令和3年9月に生まれた児童も含む。

給付対象者

児童手当(特例給付は除く)の受給者または、それに準ずる者(※)
※対象児童の保護者のうち、主たる生計維持者(所得の高い方)の所得が、児童手当の所得制限限度額と同等未満の者。

給付金額 対象児童1人につき10万円

給付方法・時期

①②のうち、三鷹市から児童手当を受給している方は、原則として児童手当の指定口座へ12月27日(月)に振り込み予定(申請不要)

①②のうち、三鷹市から児童手当を受給していない方(公務員など)および③の対象者は、原則として**申請が必要**。資格審査後に順次振り込み予定

※申請が必要な方(高校生までの児童がいる世帯で、市から児童手当を受給していない世帯主)には、12月中に通知を送付します。

子育て世帯生活支援特別給付金

受付
継続中

☎ひとり親世帯分=子育て支援課相談支援係 ☎内線2754
ひとり親以外の低所得の子育て世帯分=同課手当・医療係 ☎内線2756

低所得の子育て世帯の生活を支援するための特別給付金は、引き続き申請を受け付けています。

給付額 対象児童1人につき5万円

☎令和4年2月28日(月)(消印有効)までに申請書を直接または郵送で「〒181-8555子育て支援課」(市役所4階43番窓口)へ

※給付対象など詳しくは市ホームページ(右記二次元コード)をご確認ください。



新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

再支給・
申請期限の
延長

☎三鷹市社会福祉協議会専用電話 ☎080-9501-6207

同感染症の影響を受けた生活困窮世帯に自立支援金を支給(再支給)します。申請は令和4年3月31日(木)までに行ってください。

支給額(月額) 単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円

支給期間 申請月から3カ月間

※再支給の金額や期間は初回と同じ(上記)です。